諮問日：令和３年７月１２日（令和３年度（情）諮問第５号）

答申日：令和３年１１月２２日（令和３年度（情）答申第２３号）

件　名：奈良地方裁判所において決裁における「押印，署名に類する行為」とはどのような行為かが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，奈良地方裁判所長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第２　事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第２に定める開示の申出に対し，奈良地方裁判所長が令和３年５月２８日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第１１の１に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第１１の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

奈良地方裁判所は特定年月日付け最高裁判所事務総長宛「資料の取寄せについて（特定月日付け照会に対する回答）」において，「決裁とは，起案した文書について，意思決定の権限を有する者が押印，署名又はこれらに類する行為を行うことにより，その内容を裁判所の意思として決定し，又は確認する行為をいうものとされている」と明記している。にもかかわらず，５月２８日付けで「又はこれらに類する行為を行うことにより」とは，どのような行為を行うのか。このことが分かる文書を，作成又は取得していないとの通知があった。本件開示申出文書が本当に存在しないか不明であるから，苦情を申し出る。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は，原判断庁が最高裁判所に送付した書面の中で，「決裁とは，

起案した文書について，意思決定の権限を有する者が押印，署名又はこれらに類する行為を行うことにより，その内容を裁判所の意思として決定し，又は確認する行為をいうものとされており」と記載したことから，「又はこれらに類する行為」とはどのような行為を行うものであるか明らかにした文書が存在すると主張しているもののようである。

しかし，苦情申出人の指摘する原判断庁の上記書面の記載は，同人が申出人である別件の保有個人情報の開示についての苦情申出手続において，原判断庁が提出した意見の中で述べられているものであるが，本件開示申出に係る文書の存在を前提とするものではなく，裏付けるものでもない。具体的な処理に係る事案について，いかなる方法によって意思決定を行うかどうかは，意思決定の権限を有する者（決裁権者）が，個別に判断すれば足りるものと解される。したがって，意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しないため，本件開示申出に係る文書も存在しない。

第５　調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年７月１２日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年１０月２２日　　審議

④　同年１１月１６日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　裁判所における司法行政文書の管理について定めた管理通達の記第３の１によれば，職員は，文書管理者の指示に従い，裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け，又は検証することができるよう，処理に係る事案が軽微なものである場合を除き，司法行政文書を作成しなければならない。また，裁判所における司法行政事務には様々な種類のものがあることは容易に推測され，処理に係る事案について，具体的にい

かなる方法によって意思決定を行うかどうかは，その性質上，決裁権者によって個別に判断されるものと解されることからすると，決裁権者が，その意思決定に当たって文書作成の要否等についても個別の事案ごとに判断し，上記管理通達の定めに従い，文書管理者が職員に対し司法行政文書の作成を指示することをもって，司法行政文書が作成されるものといえる（令和３年度（情）答申第２１号参照）。

したがって，決裁権者の意思決定の具体的な方法を定めた文書は存在しないため，本件開示申出文書も存在しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

２　苦情申出人は，本件開示申出文書に記載する奈良地方裁判所の回答における記載をもって，本件開示申出文書は存在する旨主張しているが，上記回答における記載において本件開示申出文書の存在についての言及はなく，奈良地方裁判所が，本件開示申出文書を現に保有していることを裏付けるものではないから，上記の主張を採用することはできない。そのほか，奈良地方裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，奈良地方裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

３　以上のとおり，原判断については，奈良地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　橋　　滋

委　　員　　門　口　正　人

委　　員　　長　戸　雅　子

別紙

奈良地方裁判所は，特定年月日付け最高裁判所事務総長宛「資料の取寄せについて（特定月日付け照会に対する回答）」において，「決裁とは，起案した文書について，意思決定の権限を有する者が押印，署名又はこれらに類する行為を行うことにより，その内容を裁判所の意思として決定し，又は確認する行為をいうものとされている」と明記している。「又はこれらに類する行為を行うことにより」とはどのような行為を行うのか。このことが分かる文書